

序章 ビジョン策定にあたって

1 ビジョン策定の趣旨

本市は、豊富な地下水や豊かな自然に恵まれたことに加え、東京・名古屋という大都市圏の中間地点に位置するという立地優位性を背景に、国内最大規模の集積にまで成長したパルプ・紙産業をはじめ、地域外から大手企業が進出したことで輸送用機械・化学工業・電気機械といったさまざまな産業が集積し、県下でも有数の工業都市として発展を遂げてきました。

しかし、製造業を取り巻く現状は、経済のグローバル化¹の進展、ものづくり産業の空洞化²、環境問題への対策や、少子化の進行に伴う生産年齢人口³の減少、高齢社会などの社会経済環境の変化を受けて厳しさを増し、さらに、リーマン・ショック⁴、円高の進行、東日本大震災、欧州財政危機による市況の悪化など、さまざまな事象が発生し、本市の産業にも大きな影響を与えてきました。

こうした状況に対応するため、本市では、平成 18 年 3 月に策定した「富士市工業振興ビジョン」及び平成 23 年 3 月に策定した「富士市工業振興ビジョン後期事業計画」に基づき、起業・創業のための環境整備や、企業誘致・留置、企業の経営安定・発展のための支援などに取り組んできました。

しかし、国の経済政策により、円安傾向や生産拠点の国内回帰など、全国的には景気回復の兆しも見えてはいるものの、さらなる少子高齢化の進行による内需の縮小や、円安による原材料費の高騰などもあり、市内企業の状況は、依然として厳しいといえます。

こうした現状を打破するため、今回、企業へのヒアリング調査を通じて、本市の工業の実情を的確に捉え、本市の工業が抱える課題を抽出するとともに、その課題の解決を支援し、地域経済を活性化するための、本市の工業活性化に向けた産業振興施策を体系的、計画的に推進することを目的として、「第 2 次富士市工業振興ビジョン」を策定しました。

¹ 経済のグローバル化：米ソ冷戦終結後の市場経済の世界的な拡大と生産の国際化によって、資金や人、資源、技術などの生産要素が国境を越えて移動し、各国の経済体制の開放や世界経済の統合が進むこと。

² ものづくり産業の空洞化：国内の産業が、為替の変動、許認可による規制、人件費の高騰などにより、他国に生産拠点などを移し、結果として自国内の産業が衰退すること。

³ 生産年齢人口：年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では 15 歳以上 65 歳未満の人口が該当する。

⁴ リーマン・ショック：平成 20 年 9 月に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象。

2 ビジョン策定の経緯

(1) 策定体制

本ビジョンの策定にあたり、地元産業界や市民等の意見を反映させるため、「富士市工業振興会議」（学識経験者1名、工業関係者6名、商工団体3名、市民代表3名、金融機関1名、行政1名）において検討を行いました。

(2) 意向把握

本ビジョンの策定にあたり、本市の製造業の現状を把握し、取り組むべき課題を抽出するため、市内の製造事業所に対するヒアリング調査（平成26年8月～9月）を実施し、製造事業所の実態や工業施策に対する意見等を聴取しました。

3 ビジョンの位置付けと計画期間

本ビジョンは、本市の工業活性化に向けた施策を体系的、計画的に推進する上での指針となるものです。

本ビジョンでは、「第五次富士市総合計画⁵」及び「富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略⁶」との整合を図るとともに、本年度で取組・計画期間が終了する「富士市都市活力再生ビジョン⁷」及び「富士市工業振興ビジョン」における各事業の実施状況等を踏まえ、これからの本市のものづくり産業の活力の維持・発展のために必要な施策の方向と取り組むべき事業を定めます。

ビジョンの計画期間は、平成28年度から37年度までの10年間とします。

また、取り組む事業の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

なお、上記の期間については、状況に応じて、適宜見直していきます。

⁵ 第五次富士市総合計画：計画期間を平成23年度から32年度まで（10年間）を計画期間とした富士市行政の方向を定める基本的な計画で、富士市のすべての事業がきちんと整合性をもって展開されていくよう、行政全体の基本的な方向を示すもの。

⁶ 富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略：まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生に関する目標、講ずべき施策に関する基本的方向などを示すもの。

⁷ 富士市都市活力再生ビジョン：第五次富士市総合計画のめざす都市像「富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ」の実現に向けて、産業の活性化や都市の魅力向上などにより、若い世代が永く暮らし働ける都市となるための方法や手順を示したもの。平成23年度から27年度までを取組実施期間とした。